

東広島市ふるさと寄附金返礼品及び返礼品取扱事業者募集要項

1 目的

東広島市のまちづくりを目的とし、ふるさと納税制度による本市への寄附金（以下「ふるさと寄附金」という。）の寄附者に対し、寄附者に贈呈する物品、役務その他これらに類するものとして総務大臣が定めるもの（以下「返礼品」という。）及び返礼品を提供する法人、団体又は個人事業主（以下、「返礼品取扱事業者」という）の募集について、必要な事項を定めるものです。

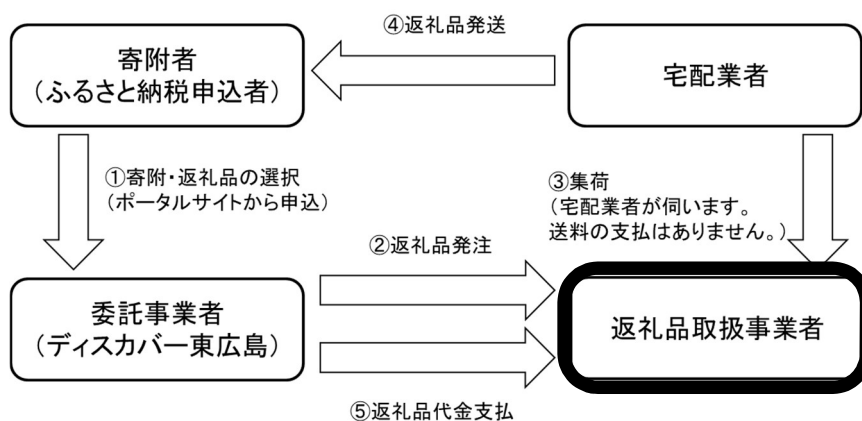
2 委託事業者

返礼品の発注及び配送管理などに関する業務について、当該業務を委託する事業者（以下、「委託事業者」とする。）は次のとおりです。

返礼品取扱事業者は、本市の返礼品として登録しようとする場合は、委託事業者と返礼品の提供に係る契約が必須となります。

一般社団法人ディスカバー東広島
〒739-0043 東広島市西条西本町 28-6
TEL：082-430-8811 FAX:082-493-5816
E-mail: furusato@east-hiroshima.info

【事業スキーム イメージ図】



※市内在住者からの寄附に対しては返礼品の送付はできません。

※大型の返礼品の場合、このスキームが一部適用されない場合があります。

3 返礼品の要件

次に掲げる条件を全て満たすこと。

ただし、本市の魅力 PR や地域経済の振興のため等、本市から返礼品提供を申込む返礼品

についてはこの限りではありません。

- (1) 本市の魅力発信、イメージ向上、地域経済の振興、観光誘客のいずれかに資するものであること。
- (2) 平成 31 年 4 月 1 日付総務省告示第 179 号第 5 条に規定する総務大臣が定める基準に基づき、(ア) から (ケ) までのいずれかに該当すること。
 - (ア) 本市内において生産されたものであること。
 - (イ) 本市内において返礼品の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
 - (ウ) 本市内において返礼品の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。ただし、当該工程が食肉の熟成又は玄米の精白である場合には、広島県内において生産されたものを原材料とするものに限ることとする。
 - (エ) 本市内において生産されたものであって、近隣の他の市町の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
 - (オ) 本市の広報の目的で生産された本市のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称、その他の特徴から本市の独自の返礼品であることが明白なものであること。
 - (カ) 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること。
 - (キ) 本市内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が本市に相当程度関連性のあるものであること。
 - (ク) 次のいずれかに該当する返礼品であること。ただし、これに該当する場合は他市町との調整が必要なため、別途協議を行います。
 - a 本市が近隣の他の市町と共同でこれらの市町の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品とするもの
 - b 広島県が県内の複数の市町と連携し、当該連携する市町の区域内において前各号のいずれかに該当するものを広島県及び当該市町の共通の返礼品とするもの
 - c 広島県が県内の複数の市町において地域資源として相当程度認識されている物品及び当該市町を認定し、当該物品を当該市町がそれぞれ返礼品等とするもの
 - (ケ) 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品を提供することができなくなった場合において、当該返礼品を代替するものとして提供するものであること。
- (3) 平成 29 年 4 月 1 日付総税市第 28 号「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」において示す「ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品について」に基づき、(ア)

又は（イ）のいずれかにも該当しないこと。

（ア）金銭類似性の高いもの（プリペイドカード、商品券、電子マネー・ポイント・マイル、通信料金等）

※ 1 使用対象となる地域や期間が限定されているものを含む。

※ 2 ふるさと納税事業を紹介する事業者等が付与するポイント等を含む。

（イ）資産性の高いもの（貴金属、宝飾品、時計、カメラ等）

- (4) 品質及び数量の面において、在庫管理を適正に行うことができ、通年で安定した供給を見込み、返礼品 1 件あたりの在庫数を、原則単年度あたり 30 以上とすることができるもの。ただし、季節又は数量を限定するもので、指定する期間内に確実に供給ができるものを除きます。
- (5) 公序良俗に反しないものであること。
- (6) 特定の宗教・宗派、思想・信条等に関わるものではないこと。（専ら一般的な観光目的のものを除きます。）
- (7) 科学的根拠のない効果、効能をうたうものではないこと。
- (8) 本市又は委託事業者が指定する配送業者の取扱いにより配送可能なものであり、かつ、発注後、速やかに発送できるものであること。ただし、季節を限定する製品及び注文があってから制作する工作物等、その性質等により、即時の対応が困難なものについては、返礼品の提案時にその旨を明示し、委託事業者と適切に連絡・調整が行える体制を構築すること。
- (9) 業として生産、製造、加工、提供している又はされた物品、役務の提供であって、個人の趣味、特技により私的に作成した物品、提供する役務ではないこと。
- (10) 自ら生産、製造したもの以外の場合は、本市のふるさと寄附金の返礼品として応募することについて生産者等の同意を得ていること。
- (11) 食料品・飲料品の場合は、寄附者に返礼品が到着後少なくとも 1 週間以上の賞味（消費）期限が保証されていること。ただし、生鮮食料品（鮮度が高く要求されるもの）やその製品の性質上にやむを得ない場合においてはこの限りではありません。また、生花等、時間の経過により価値が損なわれるものについても、同様の期限を保証すること。
- (12) キャラクター等を使用する場合等、返礼品取扱事業者以外の第三者が著作権等の権利を有する場合には、権利者の許諾を得ていること。
- (13) 本市又は委託事業者が求める場合に、原則として返礼品とする物品の現物を確認（役務については現場確認）できること。
- (14) 本市のふるさと寄附金に関する業務の範囲内において、本市が自由に使用可能な返礼品の画像データを提供可能であること。
- (15) 役務の提供の場合は、次に掲げる項目を全てみたすものであること。
- （ア）新型コロナウイルス感染症等の感染症対策が実施されている役務であること。具体的には、各業界や業種が公表するガイドラインを遵守した対策がなされている

こと。

(イ) 役務の提供にあたり、まず寄附者に対し役務に係る「利用券」を発行するものとし、原則として、発行から 6 か月以上の有効期限を有するものであること。ただし、日時をあらかじめ指定するものはこの限りではない。

なお、利用券は、寄附者氏名を明記し、転売・譲渡の防止措置を施すこと。

(ウ) 役務の提供にあたり、返礼品取扱事業者以外に関連する事業者等がある場合は、当該事業者等に、本市のふるさと寄附金の返礼品として提供することについて予め同意を得ていること。

(エ) 天候等により役務の提供ができない場合は、代替措置を用意できること。

(オ) 利用者の安全配慮に努めるとともに、体験ツアー等については保険に加入していること。

(カ) 利用にあたっての申請方法等が確立し、寄附者との調整を十分行うことができる体制が整っていること。

4 返礼品取扱事業者の要件

次に掲げる条件を全て満たすこと。ただし、本市の魅力 PR や地域経済の振興のため等、本市から返礼品提供を申込む事業者についてはこの限りではありません。

(1) 市内に本社又は事業所(工場等を含む。)を有する法人、その他の団体又は個人事業者であること。ただし、令和 6 年 3 月 31 日までに「東広島市農林水産ブランド(東広島マイスター)」の商品部門に認定された物品を提供する事業者についてはこの限りではありません。

(2) 各種法令規則等に沿った生産・製造・販売等を行っていること。特に食品返礼品取扱事業者の場合は、食品衛生法や食品表示法・食品安全基本法等の食品に関わる各種法令規則に沿った生産・製造・販売等を行っていること。

(3) 食品返礼品の場合は、返礼品提供事業者が、地場産品基準や食品表示法に違反することのないよう次に掲げる項目の対応を実施し、遵守すること。

(ア) 地場産品基準や食品表示法において遵守すべき事項が記載された書類の整備・保存を適切に行うこと。

(イ) 食品表示法の違反を行った場合、認定の解除及び取引中止等の対応に従い、損害賠償の責任を負うこと。

(4) 返礼品取扱事業者の所在する自治体の市町村税を滞納していないこと。ただし、法人で本市に本社等がなく本市での課税がない場合は本社等が所在する市町村において、市外に住民票を有し本市での課税がない個人事業主については住民票の有する市町村において、市町村税の滞納がないこと。

(5) 暴力団等(暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。)及び暴力団員

等(暴力団員(同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。))及び暴力団に協力し、又は関与している者をいう。))が経営を実質的に支配し、又はこれに関与していないこと。

- (6) 個人情報保護法及び関係法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱うことができること。
- (7) 返礼品として登録する物品その他役務もしくはその同等品について、過去 1 年間に販売実績があること。ただし、令和 6 年 3 月 31 日までに「東広島市農林水産ブランド(東広島マイスター)」の商品部門に認定された物品を提供する事業者についてはこの限りではありません。
- (8) 委託事業者と連携・協力して業務に当たることができ、直接、委託事業者と返礼品の提供に関する契約締結が可能であること。
- (9) 返礼品の受発注及び納品の管理等のため、速やかに委託事業者からの発注に対応し返礼品発送作業を滞りなく行えること。
- (10) 各ポータルサイトに掲載するために登録する返礼品の写真や紹介・説明文を作成できること。
- (11) 提案価格の妥当性を示す資料等、必要な情報を作成・提出できること。
- (12) 返礼品として登録する製品の製造者以外が返礼品取扱事業者となる場合は、事前に製造者の同意を得ていること。
- (13) 市及び委託事業者が、返礼品の内容見直し等について協議が必要と判断した場合に、真摯に応じることができること。

5 寄附金額と返礼品の価格

- ・返礼品の価格(税込、梱包代込)は、寄附金額の 3 割以内とします。
- ・返礼品及び送付に係る費用は市が負担します。寄附金額は、1,000 円刻みとし、送付に係る費用を勘定したうえで市が決定します。(大型、重量が大きい等の返礼品については一部負担できない場合があります。)

6 掲載先

ふるさと納税ポータルサイトにおいて、各掲載基準に従い返礼品を掲載します。ただし、返礼品の内容や在庫数によっては、複数ポータルサイトのうち一部のみへの掲載となる場合があります。

7 募集期間及び登録上限数

原則、毎年 1 月 4 日から 5 月 31 日まで(いずれも休日の場合はその翌営業日まで)。ふるさと納税制度の適正な運用に際し、国において随時見直される可能性があります。募集期間は総務省告示に準じます。

この期間に申請することができる上限数は、1 事業者 10 件までとし、同一の返礼品

(色違い等) の複数登録も特産品登録上限に含みます。

8 登録申込みについて

・次の書類に必要事項を記入し提出してください。提出された書類及び資料等の返却は行いませんのでご注意ください。

- (1) 東広島市ふるさと寄附金返礼品及び提供事業者登録申込書（誓約書兼同意書・提案書）
- (2) 課税のある市町村の「納税証明書（滞納のない証明）」

9 登録申込みから認定・掲載まで

申込後、国の審査、委託事業者との契約締結、ポータルサイトへの掲載内容の作成や校正を含め、掲載まで最短で約 2～3 ヶ月を要します。

ただし、応募の時点で知り得なかった情報や国からの疑義対応等について調整の必要が生じた場合は、さらに期間を要することがあります。

10 認定について

ポータルサイトへの掲載の準備が出来次第、その内容を市が確認し、「東広島市ふるさと寄附金返礼品認定書」を発行し、認定します。認定後、約 2 週間でポータルサイトへ掲載されます。

11 認定内容の変更

登録された返礼品や返礼品提供事業者の決定事項について内容を変更する場合は、速やかに市又は委託事業者へ連絡してください。その変更について市の承認を得る必要があります。

12 認定の解除

次に掲げる要件に該当した場合は、返礼品及び返礼品提供事業者としての認定を解除し、ポータルサイトへの掲載を停止します。これによる損害が生じた場合でも、市はその責任を負いません。

- (1) 返礼品提供事業者から解除の申し出があったとき。また、市又は委託事業者が年に一回実施する意向確認において回答が得られなかったとき。
- (2) 返礼品又は返礼品提供事業者が本要項に定める条件を満たさなくなったとき。
- (3) 食品返礼品又は食品返礼品取扱事業者の場合は、地場産品基準や食品表示法、食品衛生法・食品安全基本法等の食品に関わる各種法令規則に違反する場合。
- (4) 国が定めるふるさと納税制度の内容や取扱の変更等により、返礼品としてふさわしくないと判断されたとき。
- (5) 返礼品の生産、製造若しくは販売が中止されたとき。

- (6) 製造者以外が返礼品を取り扱う場合に、本市ふるさと寄附金の返礼品とすることについて製造者の同意が得られなくなったとき。
- (7) 登録内容に変更があったにもかかわらず、その報告がなされていないとき。
- (8) 登録内容に虚偽があったとき。
- (9) 本市又は寄附者に損害を及ぼす行為があったとき、又は重大な損害を及ぼす恐れがあるとき。
- (10) 返礼品等の品質等に対し寄附者からクレームが寄せられ、返礼品提供事業者の責任が重いと本市が判断したとき、又は同様のクレームが続発するとき。
- (11) その他、本事業の運用に重大な支障をきたす行為があったとき。

1 3 個人情報の取り扱いについて

返礼品提供事業者は、本事業の実施にあたり、個人情報の取り扱いについては、東広島市個人情報保護条例（平成 13 年東広島市条例第 6 号）及び関係法令を遵守してください。

なお、寄附者について知り得た情報を、返礼品の送付以外の目的で使用することはできません。

1 4 その他留意事項

- (1) 各種法令規則等に沿った生産・製造、適正な品質管理を行うとともに、市及び委託事業者の調査・確認に真摯に対応し応じてください。
- (2) 返礼品提供事業者は、返礼品の品質等に関して、寄附者からクレーム等があった場合は、その内容について必ず委託事業者へ報告を行ってください。また、真摯に対応し解決に努めることとし、その補償や交換、その他対応に係る経費、その他責任については、市及び委託事業者は一切の責任を負いません。
- (3) この要項に適合しても、本市が返礼品及び返礼品提供事業者としての認定が適切ではないと判断した場合には、認定を認めないことがあります。
- (4) この要項に定めのない事項について疑義が生じた場合は、本市との協議により決定します。
- (5) ふるさと納税制度について、国等から見直し等の通知があった場合には、本要項の内容によらず国等の通知に従います。

1 5 問い合わせ先

東広島市産業部ブランド推進課

〒739-8601 東広島市西条栄町 8-29

TEL：082-422-1032 FAX：082-422-5805

E-mail: furusato-kifu@city.higashihiroshima.lg.jp